

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第30号 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱……………(健康生きがい課) …2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第1号 選挙人名簿の登録を行う日……………4

### 公 営 企 業

- 公告第5号 宇治市公共下水道の事業計画の変更案の縦覧…………4
- 告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………4
- 公告第6号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………4

告 示

宇治市告示第30号

宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年2月28日

宇治市長 山本 正

宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「は、次」を「（以下「対象工事」という。）は、次」に、「介護保険法第45条第1項又は」を「、住宅等の建て替えに係る工事又は介護保険法第45条第1項若しくは」に、「住宅改修」を「これらの項に規定する住宅改修」に改め、同条第3号中「相当」を「相当である」に改める。

第6条本文中「、前条各号に掲げる工事」を「、対象工事」に、「必要」を「必要がある」に改める。

第7条中「（以下「申請者」という。）」を削り、「、施工見積書その他必要な」を「より次の各号に掲げる」に、「市長に提出しなければ」を「、市長に申請しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 工事見積書（対象工事の費用の内訳が明記されているものに限る。）
- (2) 改造をしようとする箇所の平面図
- (3) 改造をしようとする箇所の写真（撮影をした日付が確認できるものに限る。）
- (4) 介護保険被保険者証の写し
- (5) 第4条第2項に規定する住宅等又は同条第3項に規定する住宅等（共用部分に限る。）を改造する場合には、これらの所有者の改造承諾書

第8条中「、申請者」を「、同条の規定による申請をした者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（工事の変更に係る申請及び承認）

第8条の2 前条の規定による助成の決定を受けた者は、対象工事を変更しようとするときは、高齢者住宅改造助成変更承認申請書（別記様式第2号の2）に第7条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、高齢者住宅改造助成変更承認（不承認）通知書（別記様式第2号の3）により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第9条の見出しを「（完了報告）」に改め、同条中「申請者は、助成事業の工事」を「第8条の規定による助成の決定を受けた者（前条第1項の承認を受けた者を含む。）は、対象工事」に、「高齢者住宅改造助成工事完了報告書兼支払請求書」を「高齢者住宅改造助成工事完了報告書」に、「、施工業者の工事代金請求書を添付し、市長に提出しなければ」を「次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 工事代金請求書（対象工事の費用の内訳が明記されているものに限る。）の写し
- (2) 改造をした箇所の写真（撮影をした日付が確認できるものに限る。）
- (3) 領収書

第10条の見出し中「支払」を「確定通知」に改め、同条中「書

類」を「報告書」に、「申請者」を「同条の規定による報告をした者」に、「とともに、助成金を交付する」を「ものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（助成金の請求及び交付）

第10条の2 前条の規定による通知を受けた者は、高齢者住宅改造助成金交付請求書（別記様式第5号）により、助成金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求をした者に対し、助成金を交付する。

別記様式第1号中「 様」を「宛て」に、

	年齢	歳
電話		

「 」、

◎	生年月日	年	月	日
電話番号				

「高齢者住宅改造助成金」を「高齢者住宅改造助成金」に、「申請します」を「、次のとおり申請します」に、

「 」、

氏名	性別	男・女	年齢	歳
氏名	生年月日	年	月	日

「 」、

氏名	生年月日	年	月	日
要介護状態区分等	要支援1・要支援2 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5			

「家族名義」を「親族名義」に、

「添付書類」を  
1 施工業者の工事見積書（明細書）等関係書類  
2 借家等の場合は、所有者の改造承諾書（様式自由）」に

「添付書類」に  
1 工事見積書（対象工事の費用の内訳が明記されているものに限る。）  
2 改造をしようとする箇所の平面図  
3 改造をしようとする箇所の写真（撮影をした日付が確認できるものに限る。）  
4 介護保険被保険者証の写し  
5 第4条第2項に規定する住宅等又は同条第3項に規定する住宅等（共用部分に限る。）を改造する場合には、これらの所有者の改造承諾書（様式自由）」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇治市長

印

高齢者住宅改造助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあつた高齢者住宅改造助成金について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

決定区分	1 助成を決定します。	2 助成申請を却下します。
決定番号	第 号	理
決定内容	助成基本額 円	由
	助成決定額 円	
交付の条件		

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

別記様式第2号の2（第8条の2関係）

高齢者住宅改造助成変更承認申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住所 氏名 印

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた高齢者住宅改造助成金に係る工事を変更したいので、次のとおり申請します。

変更前の改造の概要	
変更後の改造の概要	
変更の理由	
変更前の工事見積額	円
変更後の工事見積額	円

添付書類

- 1 工事見積書（対象工事の費用の内訳が明記されているものに限る。）
- 2 改造をしようとする箇所の平面図
- 3 改造をしようとする箇所の写真（撮影をした日付が確認できるものに限る。）

別記様式第2号の3（第8条の2関係）

第 号 年 月 日

様

宇治市長 印

高齢者住宅改造助成変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあつた高齢者住宅改造助成金に係る工事について、次のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

決定区分	1 申請を承認します。	2 申請を承認しません。
決定内容	変更後の助成基本額 円	理
	変更後の助成決定額 円	
		由

別記様式第3号中「高齢者住宅改造助成工事完了報告書兼支払請求書」を「高齢者住宅改造助成工事完了報告書」に、「様」を「宛て」に、「氏名」を「氏名」に、「印」に、「高齢者住宅改造助成決定を受けた工事が完了しました」を「高齢者住宅改造助成金に係る工事が完了した」に改

め、「宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱に基づき」を削り、「完了報告し、助成金の交付を請求します」を「報告します」に、「家屋等」を「住宅等」に、

工事完了日	年 月 日	振込指定先	
助成決定額	円	金融機関	
工事費総額	円	口座番号	
備考		口座名義	

※添付書類 工事代金支払請求書（明細）書（写）

工事完了日	年 月 日	対象工事の内容
助成基本額	円	
助成決定額	円	
備考		

添付書類

- 1 工事代金請求書（対象工事の費用の内訳が明記されているものに限る。）の写し
- 2 改造をした箇所の写真（撮影をした日付が確認できるものに限る。）
- 3 領収書

改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第10条関係）

第 号 年 月 日

様

宇治市長 印

高齢者住宅改造助成金確定通知書

年 月 日付け第 号で決定した高齢者住宅改造助成金について、次のとおり金額を確定したので通知します。

助成決定番号	第 号	助成決定額	円
助成基本額	円	助成決定額（交付額）	円

別記様式第4号の次に次の様式を加える。

別記様式第5号（第10条の2関係）

高齢者住宅改造助成金交付請求書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住所 氏名 印

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた高齢者住宅改造助成金について、次のとおり請求します。

請求額	円
金融機関名	

(揭示済)

支店名等	
預金種類	普通（総合）・当座・その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市高齢者住宅改造成事業実施要綱の規定により提出され、又は通知されているこの要綱の施行の日以後における助成事業に係る様式書類は、改正後の宇治市高齢者住宅改造成事業実施要綱の規定により申請され、通知され、報告され、又は請求されたものとみなす。

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和2年3月1日が地方公共団体の休日に当たるため、同月の定時登録を行う日を同月2日とします。

令和2年2月13日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業公告第5号

宇治市公共下水道の事業計画の変更案の縦覧について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、宇治市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宇治市長に意見書を提出することができます。

令和2年2月14日

宇治市長 山本 正

- 1 下水道の名称  
京都府木津川流域関連宇治市公共下水道
- 2 予定処理区域  
平成25年京都府山城北土木事務所指令5山北土企第126号により認可を受けた事業地
- 3 工事着手及び完成予定年月日  
工事着手年月日 昭和58年12月9日  
工事完成予定年月日 令和7年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所  
宇治市上下水道部下水道計画課
- 5 縦覧期間  
令和2年2月14日から同月28日まで

宇治市上下水道事業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和2年2月28日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和2年2月28日	木幡北山畑の一部、五ヶ庄戸ノ内の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和2年2月28日	小倉町蓮池の一部、広野町尖山の一部・八軒屋谷の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第6号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和2年2月28日

宇治市長 山本 正

指定番号 第370号 いけうち住設株式会社